

阿南市要綱第17号

阿南市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、障がい児及び知的障がい者（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場を確保し、当該障がい者等の家族の就労及び当該障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業（以下「支援事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児
- (2) 知的障がい者 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 重症心身障がい者（児） 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある者

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、阿南市（以下「市」という。）に住所を有する在宅の障がい者等であって、この要綱に定める日中一時支援が必要と市長が認めたもの（以下「対象者」という。）とする。

(支援事業の内容)

第4条 支援事業は、障がい者等の家族及び介護者等が次の各号のいずれかにより、居宅において障がい者等の介護ができないと市長が認めた場合に、市長が定める施設において障がい者等の日中における活動の場を確保し、入浴、排泄、食事

その他の必要な介護を提供するものとする。

(1) 社会的理由 就労、疾病、出産、冠婚葬祭、看護又は学校等の公式行事への参加等

(2) 私的 理由 介護疲れ等の解消、社会的理由以外の事由による旅行その他の理由

2 支援事業を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の障がい福祉サービス等を利用できないものとする。

(利用日数)

第5条 支援事業の利用日数は、対象者1人当たり1か月7日以内とし、当該月の短期入所の利用日数を差し引いた日数とする。ただし、あらかじめ対象者からの申請があり、聴取り調査等必要な調査の結果、市長が特に必要と認めた場合は、1か月の上限を15日まで変更することができる。

2 支援事業の利用について、1日当たり4時間未満の利用であれば4分の1日、4時間以上8時間未満であれば半日、8時間以上であれば4分の3日をそれぞれ利用したものとする。

(利用の申請)

第6条 支援事業の利用を希望する対象者又はその保護者は、あらかじめ市長に対し、地域生活支援事業支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、支給申請書が提出されたときには、必要な調査を行い、支援事業の支給の可否を決定するものとする。

3 市長は、支援事業の支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときには、支給決定を受けた対象者又はその保護者（以下「利用者」という。）に対し、地域生活支援事業支給決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、支援事業の支給申請却下の決定をしたときには、支給申請書を提出した障がい者等又はその保護者に対し、地

域生活支援事業却下決定通知書（様式第3号。以下「却下決定通知書」という。）によりその旨を通知するものとする。

（受給者証の交付）

第7条 市長は、利用者に対し、地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

（支給量の変更）

第8条 利用者は、支給量の変更が必要な場合には、地域生活支援事業支給変更申請書（様式第4号。以下「支給変更申請書」という。）により支給量変更の申請を行うことができる。

2 市長は、支給変更申請書が提出された場合には、必要な調査を行い、適当と認めたときは、支給量の変更を決定し、利用者に対し、地域生活支援事業支給変更決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、利用者に対し、支給量の記載を変更した利用者証を交付するものとする。

3 市長は、支給量の変更を却下するときには、利用者に対し、却下決定通知書によりその旨を通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、利用者が支援事業の支給を受ける必要がなくなったと認めるときには、支給決定を取り消すことができる。

（支援事業委託契約の締結）

第10条 支援事業を行うことができる事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしているもので、市長との間で支援事業委託契約（以下「委託契約」という。）を締結した事業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 法における短期入所事業又は通所事業の徳島県の事業所指定を取得しているもの
- (2) 支援事業の実施に必要な設備を有し、障がい者等の活動に必要なスペースを確保できるもの
- (3) 障がい者等の処遇に係る知識及び技術を有する指導員そ

の他必要な職員が配置されているもの

(支援事業利用契約の締結)

第11条 利用者は、支援事業を利用しようとするときには、事業者と支援事業利用契約（以下「利用契約」という。）を締結しなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、利用契約を締結する場合には、あらかじめ利用者等に、対象者の障がい特性に応じた配慮をしつつ、当該事業者の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項を記した文書を交付して、その説明を行わなければならない。

- 2 事業者は、利用契約を締結したときには、利用者に対し受給者証の提示を求め、契約支給量その他必要な事項を受給者証に記載しなければならない。
- 3 事業者及びその従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用者負担額)

第13条 利用者は、支援事業の実施に要する経費として、別表に定める日中一時支援サービス基準額の1割の額（以下「利用者負担額」という。）を負担しなければならない。ただし、市町村民税均等割非課税世帯及び、生活保護世帯の利用者においては、その負担を免除する。

- 2 利用者は、利用者負担額のほか、事業者が当該利用者の受入れに要した実費費用を負担しなければならない。
- 3 利用者は、利用者負担額及び前項の実費費用を直接事業者に支払うものとする。

(委託料)

第14条 市長は、事業者が支援事業に係るサービスを利用者に提供したときには、事業者の請求に基づき、日中一時支援

事業委託料（以下「委託料」という。）として別表に定める日中一時支援サービス基準額から利用者負担額を差し引いた金額を支払うものとする。

- 2 市長は、前項の請求があった場合には、その内容を審査の上、適正と認められるときは、請求があった日から30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

（調査及び指導監査等）

第15条 市長は、支援事業の実施及び委託料の支払に関して必要があると認めるときには、事業者、その従業者その他支援事業に携わる者に対し、帳簿書類その他物件の提出若しくは提示若しくはその出頭を求め、又は市の職員にその施設への立入り、調査及び指導監査（以下「調査等」という。）をさせることができる。

- 2 市長は、調査等により、適切な支援事業の実施に関して必要があると認めるときには、事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。
- 3 事業者は、第1項の規定により市長が定期又は隨時に行う調査等に協力するとともに、前項に規定する指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 市の職員は、調査等を行うときには身分証明証を携帯し、かつ、関係人の請求があるときにはこれを提示しなければならない。

（委託契約の解除）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者との委託契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、不正の手段により第10条第1号の指定を受けたとき。
- (2) 事業者が、第10条の要件を満たすことができなくなつたとき。

- (3) 委託料の請求に関し、不正があったとき。
- (4) 事業者又はその従業者が、前条第1項に規定する調査等に協力せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第2項に規定する指導又は助言に従って必要な改善を行わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により委託契約を解除したときには、当該事業者に対し、文書によりその旨を通知し、以後再び委託契約の締結を行わないこととする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関する必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(阿南市日中一時支援事業実施要綱の廃止)

2 阿南市日中一時支援事業実施要綱（平成22年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成28年3月10日阿南市要綱第12号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第13条、第14条関係）

日中一時支援サービス基準額

	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
(1) 重症心身障 がい者（児） が医療機関を 利用	4,800円	9,700円	14,500円
(2) (1)以外の場 合	1,500円	3,100円	4,700円